

名取市人事行政運営等の状況公表

名取市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年名取市条例第11号)第4条の規定に基づき、令和5年度における人事行政の運営状況を次のとおり公表します。

令和6年11月1日

名取市長 山 田 司 郎

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の退職の状況

(単位:人)

令和5年度 退職	区分	行 政	技 術	消 防	技能・労務	割愛等	再任用	計
	男	13	1	2	1	1	3	21
	女	8	1	0	0	0	2	11
	計	21	2	2	1	1	5	32

(注) 割愛とは職員が一定の手続きによって他の自治体などへ身分を移すことをいいます。

技術には、保育士や土木などの職員が含まれます。

(2) 職員の採用の状況

(単位:人)

令和6年度 採 用	区分	上 級					中 級		初 級			割愛等	再任用	計
	職種	行政	文化財	土木	司書	保健師	保育士	栄養士	行政	消防	土木			
	男	11	1	3	0	0	0	0	1	11	1	3	4	35
	女	6	0	0	1	4	2	0	5	0	0	0	0	18
	計	17	1	3	1	4	2	0	6	11	1	3	4	53

(3) 令和5年度中の職員採用試験の状況 (単位:人)

区分	申込者数	第一次 受験者	第一次 合格者数	第二次 合格者	最 終 合格者数	競争率
上級 行政	160	107	41	18	5	21.4倍
上級 土木	12	8	3	2	2	4.0倍
上級 建築	2	2	2	1		－
上級 保健師	10	9	6	4	4	2.3倍
中級 保育士	31	30	5	2	2	15.0倍
初級 行政	63	61	23	7	6	10.2倍
初級 消防	78	54	26	17	11	4.9倍
初級 土木	3	2	2	1	1	2.0倍
初級 救急救命士	5	4	3	1		－
社会人経験者 行政	187	156	43	15	12	13.0倍
社会人経験者 土木	8	6	3	1	1	6.0倍
社会人経験者 司書	7	7	3	1	1	7.0倍
社会人経験者 文化財	4	3	3	1	1	3.0倍
計	570	449	163	71	46	9.8倍

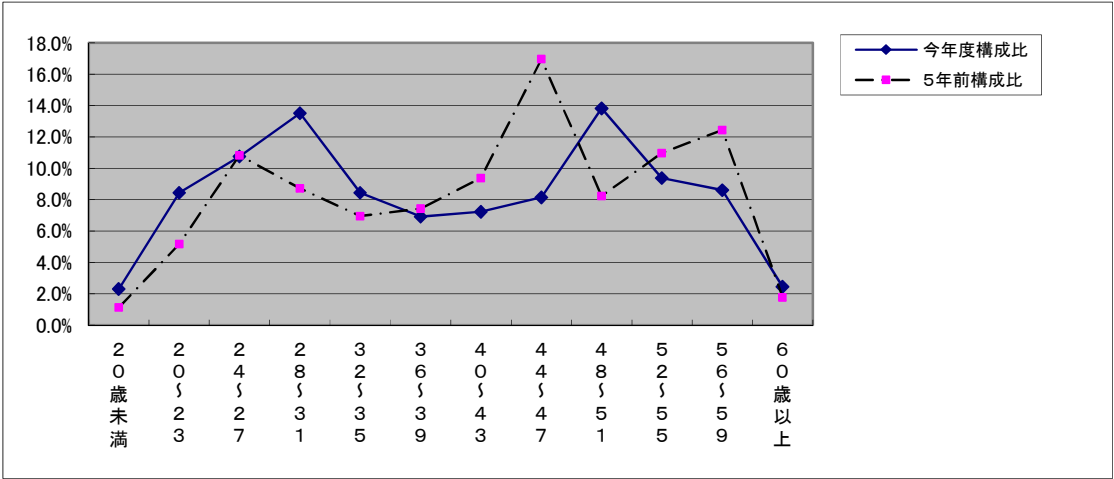
(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(令和6年4月1日現在)

部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		令和5年	令和6年		
一 般 行 政 部 門	議 会	6人	6人	0人	組織改編(病院設置環境整備室新設)、配置調整(派遣職員等)
	総 務・企 画	109人	117人	8人	
	税 務	28人	28人	0人	
	労 働	0人	0人	0人	
	農林水産	20人	22人	2人	配置調整(システム対応等)
	商 工	9人	10人	1人	
	土 木	47人	50人	3人	配置調整(道路維持事業、土地区画整理事業)
	民 生	117人	121人	4人	
特 別 行 部 門	衛 生	42人	41人	△ 1人	組織改編(こども家庭センター)、配置調整(児童発達支援センター廃止等)
	小 計	378人	395人	17人	
	教 育	90人	92人	2人	配置調整(学校給食費業務、施設修繕計画業務)
	消 防	99人	108人	9人	
	小 計	189人	200人	11人	配置調整(改築出張所への救急車配置等)
	水 道	20人	20人	0人	
	下 水 道	11人	12人	1人	
	そ の 他	24人	24人	0人	
公 営 企 業 等	小 計	55人	56人	1人	[参考:類似団体の職員数 424人]
	合 計	622人 [656人]	651人 [664人]	29人	

(注) 職員数は一般職に属する職員数です。
[]内は、条例定数の合計です。
平成27年より教育長は職員数に含んでいません。

(5) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	15人	55人	70人	88人	55人	45人	47人	53人	90人	61人	56人	16人	651人

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法の改正により人事評価制度が義務付けられたことに伴い、平成27年度を試行期間とし平成28年度から人事評価制度を実施しています。

当市の人事評価制度は職員が自己評価を行うことで、発揮された能力(長所)もしくは発揮できなかった能力(育成ポイント)に自ら気づき、その後の職務遂行において長所を伸ばし、あるいは育成ポイントを改善しながら、自己の能力向上に結び付けていくことにより人材育成が促進されることを目的としています。

3 職員の給与の状況

(1)人件費の状況 (令和5年度決算)

住民基本台帳人口(令和6年3月31日)		79,665			
	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
	千円	千円	千円	%	%
普 通	35,550,375	1,113,714	5,754,605	16.2	15.8

(注) 人件費には事業費にかかる人件費の分も含んでいます。

会 計	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B/A	(参考)令和4年度の 総費用に占める職員 給与費比率 B/A
	千円	千円	千円	%	%
水 道	1,929,473	508,465	145,949	7.6	7.4

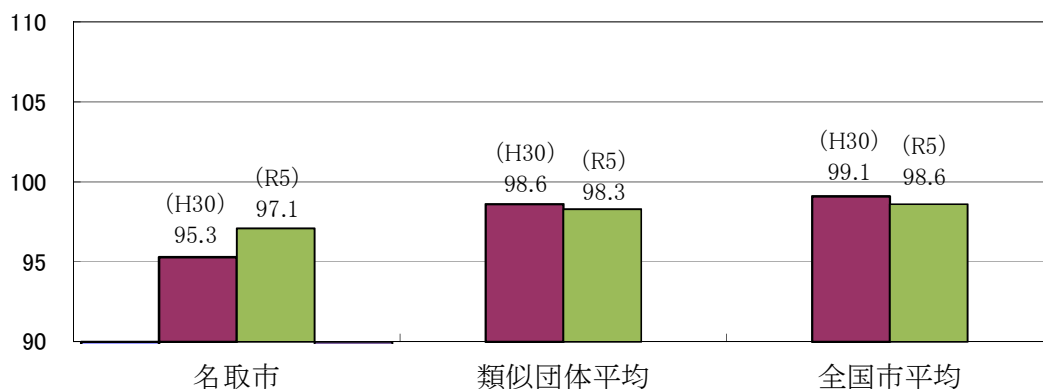
(注) 職員給与費には事業費にかかる給与費の分も含んでいます。

(2)職員給与費の状況 (令和6年度予算)

会 計	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
普 通	627	2,202,045	713,030	916,019	3,831,094	6,110

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 給与費は当初予算に計上された額です。
3 会計年度任用職員は含みません。

(3)ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
名 取 市	39.6歳	299,928円	384,011円
宮 城 県	42.3歳	321,390円	413,589円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
名 取 市	57.3歳	334,606円	365,256円
宮 城 県	53.2歳	298,719円	334,548円

（注）「平均給料額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給です。

(5) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分		名取市	宮城県	国
一般行政職	大学卒	196,200円	203,800円	196,200円
	高校卒	166,600円	172,000円	166,600円
技能労務職		147,100円 ～164,000円	156,400円 ～170,200円	—

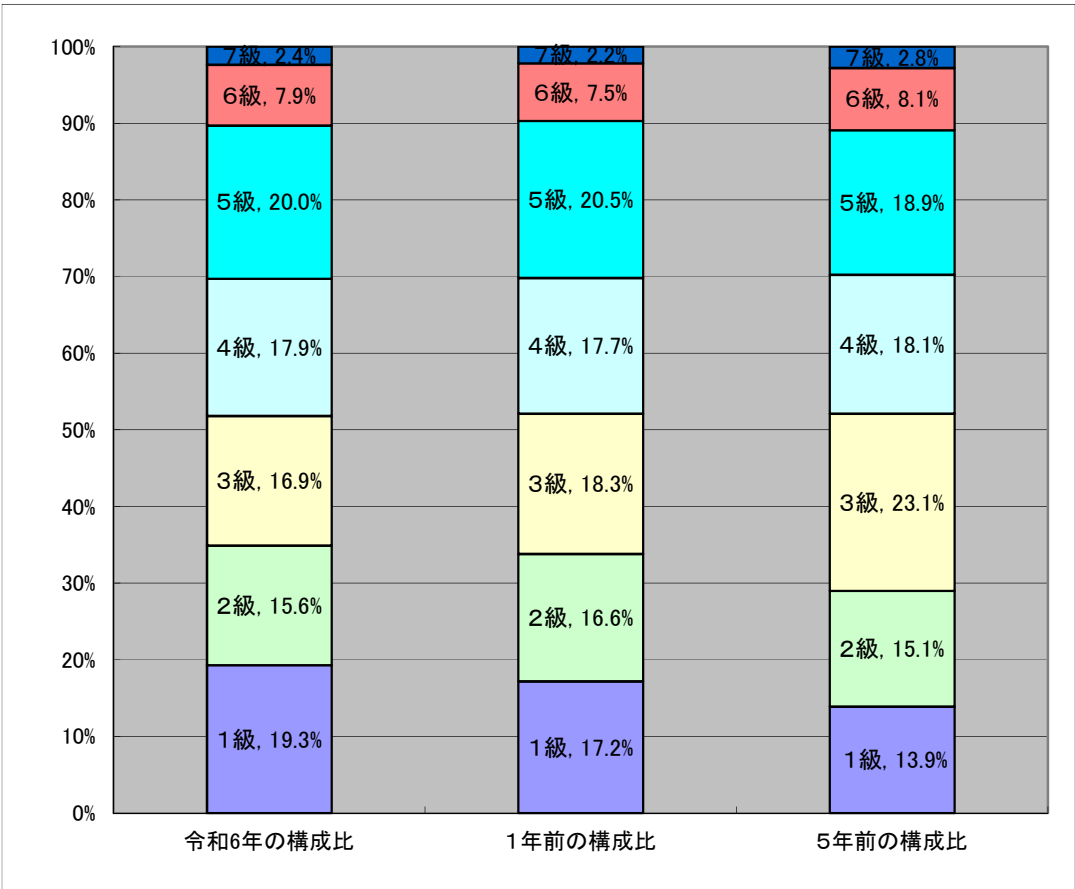
(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	293,463円	311,700円	352,800円
	高校卒	231,767円	273,133円	289,000円
技能労務職		—	—	—

(7) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計
標準的な 職務内容	主事 技師	主事 技師	係長 主査	課長 補佐	課長 補佐	課長	部長	
職員数(人)	73	59	64	68	76	30	9	379
構成比(%)	19.3	15.6	16.9	17.9	20.0	7.9	2.4	100.0

(注) 名取市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(8) 期末手当・勤勉手当

名 取 市	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) (普通) 1,506千円 (水道) 1,428千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) —
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.450 月分 2.050 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.450 月分 2.050 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(9) 退職手当(令和6年4月1日現在)

名 取 市	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期特例措置 (2%~20%加算) 退職時特別昇給 無 1人当たり平均支給額 1,013千円 20,344千円	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期特例措置 (2%~20%加算) 退職時特別昇給 無 1人当たり平均支給額 —

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
2 名取市の退職時特別昇給は平成17年6月1日から廃止しています。

(10) 地域手当(令和6年4月1日現在)

区 分		普通会計	水 道
支 給 実 績（令和5年度決算）		60,825 千円	2,323 千円
支給職員1人当たり平均支給額（令和5年度決算）		97,010 円	101,000 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
宮城県仙台市	6 %	5 人	6 %
宮城県名取市	3 %	683 人	3 %

(注) 地域手当は平成18年4月1日から新設された手当です。

(11) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

区 分		普通会計	水 道	
支給実績(令和5年度決算)		8,840 千円	16 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		74,915 円	863 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		19.7%	82.6%	
手当の種類(手当数)		5種類(15)	1種類(2)	
特殊勤務手当の種類		支 給 範 囲	支給金額	
			基 準	金 額
税務手当	第1種	市税の滞納整理のため外勤業務に従事した職員	日 額	300円
防疫業務手当	第1種	感染症又は人体に感染症のある家畜伝染病が発生し、若しくは発生する恐れがある場合に感染症患者等の収容作業又は防疫業務に従事した職員	日 額	800円
	第2種	そ族昆虫駆除のため防疫薬剤等の調査又は散布作業に従事した職員	日 額	500円
不快勤務手当	第1種	行旅死亡人取扱業務に従事した職員	1件につき	2,000円
	第2種	行旅病人取扱業務に従事した職員	1件につき	1,000円
	第3種	と蓄等処理業務に従事した職員	1件につき	500円
外勤業務手当	第1種	生活保護のため外勤業務に従事した職員	日 額	200円
	第2種	勤務時間外に用地交渉のため外勤業務に従事した職員	日 額	500円
	第3種	地籍調査等のため外勤業務に従事した職員	日 額	200円
	第4種	公営住宅使用料、下水道使用料及び受益者負担金等の滞納整理のため外勤業務に従事した職員	日 額	300円
消防防災業務手当	第1種	水火災防ぎよ(火災は放水した場合に限る。)活動に従事した職員	1回につき	300円
	第2種	救助活動に従事した職員	1回につき	200円
	第3種	救急業務(傷病者を搬送した場合に限る。)に従事した職員	1回につき	市内 200円 市外 300円
	第4種	消防吏員で深夜勤務に従事した職員	1回につき	500円
	第5種	救急業務に従事し、救急救命士法施行規則(平成3年厚生省令第44号)第21条に規定する救急救命処置を行った職員	1回につき	1,000円
水道業務手当	第1種	料金の滞納整理のため外勤業務に従事した職員	日 額	300円
	第2種	勤務時間外に事故発生のため緊急に勤務を命ぜられその業務に従事した職員	1回につき	700円

(12) 時間外勤務手当

会 計	支 給 実 績 (令和5年度決算)	職員1人当たり平均支給 年額(令和5年度決算)	支 給 実 績 (令和4年度決算)	職員1人当たり平均支給 年額(令和4年度決算)
普 通	221,930 千円	417 千円	216,338 千円	409 千円
水 道	6,315 千円	301 千円	5,117 千円	233 千円

(13) その他の手当(令和6年4月1日現在)

(上段:普通 下段:水道)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との 同異	国の制度と 異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額
扶養手当	配偶者、父母等 子 ・扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから 満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ	—	45,244千円	201,084円
				1,578千円	315,600円
住居手当	借家、借間に居住している職員 ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている 職員・・・家賃－16,000円 イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている 職員・・・11,000円＋(家賃-27,000円)/2 (上限額28,000円)	同じ	—	43,278千円	267,148円
				1,960千円	280,000円
通勤手当	交通機関利用者の支給限度・・・月55,000円 交通用具の利用者 ア 普通自動車以外 ・・・使用距離により2,000円～31,600円 イ 普通自動車 ・・・使用距離により2,400円～27,800円	異なる	交通機関利用者の 支給限度 ・・・月55,000円 交通用具の利用者 ・・・使用距離により 2,000円～31,600円	35,876千円	72,040円
				1,252千円	65,895円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員のうち、次の職員 ・会計管理者、消防長、部長、 社会福祉事務所長、議会事務局長:88,500円 ・理事:77,400円 ・部次長:72,700円 ・課長、工事検査監、保健センター所長、休日夜間急患センター 事務長、水道事業所長、事務局長、消防署長、室長:62,300円 ・参事、技術参事、指導主事、学務専門員:51,900円 ・場長、所長(出張所長除く)、館長、園長、 事務長:49,600円(4級の事務長は46,300円)	同じ	—	49,098千円	732,806円
				748千円	748,000円
管理職員特別 勤務手当	ア 臨時又は緊急の必要その他の公務の 運営の必要により週休日又は休日に勤務 した管理職手当の支給を受ける職員 支給額は役職名に応じて5,000円～8,000円 ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える 場合は上記の額に150/100を乗じて得た額 イ 災害への対処その他の臨時又は緊急の必 要により週休日等以外の日の午前0時から午前 5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時 間に勤務した管理職手当の支給を受ける職員 支給額は役職名に応じて2,500円～4,000円	同じ	—	25千円	3,125円
				0千円	0円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との同異	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額												
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員 $\frac{(\text{給料の月額} + \text{地域手当}) \times 12}{(38\text{時間}45\text{分} \times 52) - (7\text{時間}45\text{分} \times 1\text{年間の休日数})}$	同じ	—	8,955千円	104,128円												
	0円			0円													
休日勤務手当	休日(祝日、年末年始)に正規の勤務時間中に正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員 $\frac{(\text{給料の月額} + \text{地域手当}) \times 12}{(38\text{時間}45\text{分} \times 52) - (7\text{時間}45\text{分} \times 1\text{年間の休日数})}$	同じ	—	36,838千円	190,870円												
	41千円			13,667円													
宿日直勤務手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員 1回につき 4,400円	同じ	—	0円	0円												
	0円			0円													
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため国又は他の地方公共団体から派遣された職員が住所又は居所を離れて本市の区域に滞在する場合	同じ	—	0,000千円	0,000円												
	<table><tr><td>滞在した期間\施設の利用</td><td>公用の施設又はこれに準ずる施設(1日につき)</td><td>その他の施設(1日につき)</td></tr><tr><td>30日以内の期間</td><td>3,970円</td><td>6,620円</td></tr><tr><td>30日を超え、60日以内の期間</td><td>3,970円</td><td>5,870円</td></tr><tr><td>60日を超える期間</td><td>3,970円</td><td>5,140円</td></tr></table>			滞在した期間\施設の利用	公用の施設又はこれに準ずる施設(1日につき)	その他の施設(1日につき)	30日以内の期間	3,970円	6,620円	30日を超え、60日以内の期間	3,970円	5,870円	60日を超える期間	3,970円	5,140円	0円	0円
	滞在した期間\施設の利用			公用の施設又はこれに準ずる施設(1日につき)	その他の施設(1日につき)												
30日以内の期間	3,970円	6,620円															
30日を超え、60日以内の期間	3,970円	5,870円															
60日を超える期間	3,970円	5,140円															
寒冷地手当	平成16年10月29日から引き続き旧寒冷地に在勤する職員に対し、11月から3月まで毎月支給 ※平成21年度以降、支給対象者なし。	同じ	—	—	—												
	—			—													

(14) 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	期末手当
給料	市 長	975,000 円	(令和5年度支給割合) 3. 40 月分
	副市長	788,000 円	
	教育長	658,000 円	
報酬	議 長	504,000 円	3. 40 月分
	副議長	420,000 円	
	議 員	395,000 円	
退職手当	市 長 副市長 教育長	(算定方式)	(支給時期)
		給料月額×在職月数×0. 44	任期毎
		給料月額×在職月数×0. 26	任期毎
		給料月額×在職月数×0. 21	任期毎

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間等の状況

- ・勤務時間・・・午前8時30分から午後5時15分まで

(休憩時間を除く1日7時間45分、週38時間45分勤務。再任用短時間職員は週31時間勤務)

※勤務時間は勤務場所により異なる。

平成17年度より育児・介護のための早出遅出勤務あり。

平成20年度より育児短時間勤務あり。

平成21年度から勤務時間の短縮を実施。

- ・週休日・・・土曜日及び日曜日

(再任用短時間勤務職員はさらに1日か2日週休日を設けることができる。)

- ・休 日・・・国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)

- ・休憩時間・・・正午から午後1時までの1時間

(2) 休暇制度

- ・年次有給休暇・・・1暦年につき20日間付与。新規採用職員は15日間付与。

前年付与日数につき、翌年へ繰り越し可能。

(必要に応じて時間単位の取得も可能。)

- ◎ 令和5年の平均取得日数は 13.4日で消化率は34.8%

(消化率は繰越分を含めて計算しています。)

- ・病気休暇・・・負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇

ア 公務上の負傷若しくは疾病・・・必要と認められる期間

イ 結核性疾病・・・1年以内で必要と認められる期間

ウ 結核性以外の私傷病・・・90日以内で必要と認められる期間

- ◎ 令和5年度の30日超の病気休暇取得件数は 39件

- ・特別休暇・・・結婚、出産、忌引など特別の事由により、勤務しないことが相当である場合の有給休暇

特別休暇の種類	付与日数
選挙権その他の公民としての権利を行使するための休暇	必要と認められる期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所等官公署へ出頭するための休暇	必要と認められる期間
骨髄もしくは末梢血幹細胞の提供のための休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	1年に5日以内
親族の葬儀等	1日～10日
追悼休暇	1日以内
夏季休暇	7月から10月までの間に5日間
災害・交通機関のトラブル休暇	必要と認められる期間
結核による勤務の軽減	必要と認められる期間
高校・大学の通信教育の面接授業に出席するための休暇	必要と認められる期間

特別休暇の種類	付与日数
国、県または市が行う職務に必要な資格、昇任試験を受験する休暇	必要と認められる期間
公共団体から表彰を受けるための休暇	必要と認められる期間
国、地方公共団体等が主催する運動競技会に参加するための休暇	必要と認められる期間
職務に関連する海外視察、派遣団に参加する休暇	必要と認められる期間
看護休暇(未就学の子の看護)	5日以内。ただし未就学の子が2人以上の場合には10日以内。
看護休暇(配偶者及び上段の子以外の2親等以内の親族の看護)	5日以内
短期介護休暇(父母、子、配偶者の父母、同居の祖父母、孫、兄弟姉妹の介護)	5日以内。ただし要介護者が2人以上の場合には10日以内。
生理休暇	2日以内
結婚休暇	連続7日以内(週休日及び休日を含む)
妊娠障害(つわり)休暇	10日以内
妊娠中、交通混雑により母体の健康維持に支障がある場合の休暇	1日1時間以内
妊娠中の休息・補食の時間	必要と認められる時間
流産休暇(妊娠12週目まで)	10日以内
妊娠中・出産後の健康診査休暇	必要と認められる時間
出産休暇	出産予定日の8週間前から産後8週間まで
妻の出産休暇	2日以内
育児休暇(子が満1歳未満)	1日1時間以内
男性職員の育児参加休暇(妻の産前産後期間中)	5日以内
未就学の子の健康診査・予防接種休暇	必要と認められる時間
不妊治療休暇	5日以内。体外受精及び顕微授精の場合には10日以内

- ・介護休暇・・・職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病、または老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇。最長6月以内で勤務しない時間については給料を減額。

◎ 令和5年度の介護休暇取得者数 0人

- ・介護時間・・・職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇

◎ 令和5年度の介護時間取得者数 0人

5 職員の休業に関する状況

- ・育児休業・・・職員が3歳に満たない子を養育するため、3歳に達する日まで取得することができる無給の休業制度。

◎ 令和5年度の育児休業の取得状況

	育児休業取得者数	部分休業取得者数	育児短時間勤務者数
男 性	21 人	1 人	0 人
	0 人	0 人	0 人
女 性	8 人	11 人	0 人
	16 人	11 人	0 人
計	29 人	12 人	0 人
	16 人	11 人	0 人

(注) 上段は令和5年度より新たに育児休業を取得した者の数

下段は令和4年度以前から令和5年度までにかけて引き続き育児休業を取得した者の数

◎ 令和5年度中に新規で育児休業を取得した職員数29人のうち

育児休業承認期間 1年以下 27人

1年を超えて2年以下 1人

2年を超えて3年以下 1人

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分

分限処分とは、勤務実績不良の場合や心身の故障の場合、またはその職に必要な適格性を欠く場合等において、公務能率の維持並びに適正な行政運営の確保を図るために行われる処分である。

・令和5年度分限処分者数

(単位:人)

処分の種類 処分の具体的な事由	降任	免職	休職	降給	合計
勤務成績がよくない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	11	0	11
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
条例で定める事由による場合	0	0	0	0	0

※同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合はその数を重複して計上している。

(2) 懲戒処分

懲戒処分とは、法令に違反した場合、職務上の義務に違反し、もしくは職務を怠った場合、または全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合において、職場の秩序を維持し、回復を図るために行われる処分である。

令和5年度中に懲戒処分の対象となった職員は1人。

7 職員のサービスの状況

地方公務員法第30条の規定により、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し（身分上の義務）、職務の遂行に当たっては、全力を挙げて専念しなければならない（職務上の義務）とされており、下記の義務や制限が定められている。

	サービスの具体的内容	法の規定
身分上の義務	信用失墜行為の禁止・・・ 職員が職の信用を失墜させる行為により公務全体の信用を損なうことを防止	法第33条
	秘密を守る義務・・・秘密の公表による公益及び住民のプライバシーの侵害の防止	法第34条
	政治的行為の制限・・・職員の政治的中立による継続的安定的な行政の執行の確保	法第36条
	争議行為等の禁止・・・秩序ある公務の執行の確保	法第37条
	営利企業等の従事制限・・・営利企業等の従事による職務遂行への悪影響の防止	法第38条
職務上の義務	法令等及び上司の職務命令に従う義務・・・法律に基づく、秩序ある行政の執行の確保	法第32条
	職務に専念する義務・・・能率的で秩序ある行政の執行の確保	法第35条

8 職員の退職管理の状況

令和4年度退職者数	34人
令和5年度退職者数	27人

9 職員の研修の状況

令和5年度研修実績

研 修 名	実績(人)	うち女性(人)	比率(%)
市町村職員中央研修所 計	9	2	
（専門実務）	9	2	
（自治政策課題）	0	0	
自治大学校	1	1	
東北六県中堅職員研修	1	1	
建設大学校	0	0	
宮城県市町村職員研修所 計	140	58	
（部次長職・管理者Ⅲ）	0	0	

研 修 名	実績(人)	うち女性(人)	比率(%)
(課長職・管理者Ⅱ)	8	2	
(課長補佐・管理者Ⅰ)	6	4	
(現任係長・監督者)	9	7	
(新任係長・監督者)	20	4	
(一般職・一般Ⅱ)	15	3	
(一般職・一般Ⅰ)	30	16	
(新採職員)	32	11	
(任期付職員)	0	0	
(労務職員)	0	0	
(OA研修)	0	0	
(その他)	20	11	
仙南四市職員研修運営協議会	32	14	
(法令)	10	4	
(接遇研修)	22	10	
自主研修(市単独)	4	0	
市町村振興協会海外研修	0	0	
市町村共済組合(セミナー)	73	26	
退職準備型ライフプラン	30	12	
生涯生活充実型ライフプラン	10	6	
生活創造型ライフプラン	1	0	
若年独身型ライフプラン	0	0	
メンタルヘルスセミナー	26	5	
子育て応援セミナー	6	3	
合計	260	102	39.2

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に関する状況

区 分	受診者数	内 容 等
定期健康診断	434人	市が実施する一般検診
人間ドック	174人	医療機関等が実施する一般検診(30歳以上3歳刻みの希望者)
脳ドック	111人	医療機関等が実施する脳検診(40歳以上の希望者)
胃がん検診	126人	X線間接撮影(30歳以上)
子宮がん検診	126人	頸部・体部細胞診(30歳以上の女子)
乳がん検診	78人	触診・マンモグラフィー(30～39歳の女子、40歳以上偶数年齢の女子)

(2) 公務災害補償

地方公務員災害補償制度は、地方公務員が公務上の災害(負傷、疾病、障害または死亡)や通勤による災害によって生じた損害を補償するとともに、必要な福祉事業を行うものである。

・令和5年度認定の補償等の状況

(単位:人)

補 償				福祉事業
療養補償	障害補償	遺族補償	計	
4	0	0	4	0

(3) 職員互助会の状況

名取市職員互助会は、地方公務員法第42条及び第43条の規定の趣旨に従い、会員及びその家族の相互扶助、会員の研修並びに福利厚生その他の事業を行い、もって市政の運営に寄与することを目的として運営されています。

・会員数(令和6年4月1日現在):692人

・決算額:17,605千円

・会 費 :11,810千円(給料の5/1000)

・主な事業内容:福利厚生事業(テーブルマナー講習会の実施 等)

各種給付事業(結婚祝金、出産祝金、永年勤続祝金、リフレッシュ給付金、
自己啓発給付金 等)

11 公平委員会にかかる業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

なし

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

なし

(3) 職員の苦情相談の状況

なし